

「認知症患者や障がいのある相続人を含む遺産分割協議の留意点」

司法書士法人ゆずりは後見センター
(旧司法書士法人おおさか法務事務所)

稲岡 万貴子

1. 前提情報

- ・近所にすむ A (94 歳)、B (86 歳・先天性の障害) の兄弟。同都市圏に居住する A・B の姉 C (98 歳)
- ・A・B・C は 6 人兄弟だが幼少期に全員亡くなり、両親は A13 歳、B5 歳、C17 歳の本人らが 10 代の頃に死別。
- ・B については 1 年前までは C とともに生活をしていたが、A の妻逝去後 A、C の体調も考慮し、A が引きとる。
- ・A：在宅、婚姻歴有、配偶者死別、子なし、難聴、やや重度の認知機能の低下、不動産所有
- ・B：A 近くの施設に入所。婚姻歴無、A 近くの施設に入所中。先天性の障害あり、非常に重度の認知機能の低下
- ・C：婚姻歴有、離婚、子死別、重度の難聴、中等度の認知機能の低下

2. 事例

- ・金銭管理を A が行っていたが認知機能の低下がみられ、光熱費や公的保険の支払、A B とともに介護サービス費などの支払いの滞納が発生。
- ・A および B それぞれの担当ケアマネージャが A 及び B の今後の生活状況を心配し、成年後見制度の利用について相談があった。
- ・制度利用につき、調査をすると AB には同都市圏に住む姉 C が健在でいることが判明。関係者全員が高齢でもあることから、身上配慮については当然のこと、本人ら逝去の際の葬祭・相続手続きが互いに発生することが予見された。
- ・裁判所の手続きを得て、A については保佐人(相続に関する代理権有)、B については後見人として当法人が選任された。C は兄弟姉妹のなかで最年長であり、C に万一があった際の対応は、兄弟 AB の後見人として、当法人が対応をすることを想定した。
- ・A については生活費の捻出を主な理由とし、将来的な相続人不在のリスクも鑑みて自宅不動産の売却をすすめ、C と同じ高齢者施設への入所を進めた。B については生活保護を申請。

- ・その後、A の体調が急変し、逝去。

3. 問題点整理

- ・民法上における後見制度の立法趣旨の理解
- ・被後見人の「意思能力」と「事理弁識能力」
- ・後見制度上の身上配慮義務
- ・意思決定支援（本人の意思の尊重・探求・業務の正当性）
- ・遺産分割協議（法定相続分の確保、相続税の申告の有無確認、解約等の手続きへの対応など）

4. 問題解決へのアプローチ

- ・A 逝去後、A の遺産分割協議を進める段階で B の容態が悪くなったため、急遽 C の後見制度利用を検討。
- ・C の認知機能については、身体的衰え(難聴)と年齢的な認知機能の低下を認める老人性認知症と医師の診断があり保佐相当での診断で手続きを進めた。
- ・当法人が就任を予定した手続きであるため、B との遺産分割について後見人、保佐人として利益相反してしまうため原則としては特別代理人の選任が必要なケースとなるが、今回例外に至ったのは被後見人らの親族として C 本人と当法人の関係性が始まった当初より C の発言や意思は一貫していること、C に日常的に関与している福祉関係者からのヒアリングと、制度利用時の医師の診断書の内容を鑑み、一定の事理弁識能力は保有していることが確認ができた。加えて保佐開始の審判手続き上必要な家庭裁判所の調査官との面談時にも本人の事理弁識能力について評価されたため、敢えて相続に関する代理権の付与はしない形で就任に至った。
- ・故 A についての遺産分割協議は、B の後見人である当法人と C との協議として裁判所の許可を得て成立に至った。分割の内容については C からは B が全て受け取るでも良いという内容の発言もあったが、ABC 三人が幼い頃より助け合って生きてきたことや、A が C への感謝の気持ちを述べていたことを A の元保佐人として伝え、また B の後見人として把握する B の資産状況は生活保護受給者であり、相続財産を受け取ったとしても保護費の還付となる可能性があることを C の保佐人として助言をし、C もそれを理解したため、法定相続分での分割内容を書面にしたものである。

5. まとめ

成年後見制度においては、「本人の事理弁識能力が欠く常況にある」と民法上では表現されているが、完全に意思を欠く、あるいは表示できない事例でなく、何らかの意思が認められ、または表示できる状態であれば後見人等はその意思を無視することはできず、本人を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮した総合的な判断を行う。また、場合によってはその意思を修正しつつ事務を進めていくこともある。

単に認知機能の低下が見られた段階をもって、「本人の事理弁識能力や意思能力の欠如」とみなし、遺産分割協議への参加について本人以外へ代理権を安易に付与することは、本人の意思尊重を実現しているとは言い難い。

専門職の後見制度活用への参加が求められることが多くなっているために、本人と専門職の意思の食い違いや、意思表示ができない人の代理を行うケースも増えているが、民法における条文上の言葉の定義が実体上、必ずしも明確になっているとはいえないところもあり、民法に沿った後見実務といえる正当性や信頼が担保されるためには、家庭裁判所や地域社会、あるいは家族や事業者などと培ったさまざまな事例に基づく経験こそが必要十分条件であると考えらる。